

平成30年度唐津市がんばる地域応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐津ではぐくまれてきた市民一人ひとりの知恵又は発想を最大限に引き出し、活発なコミュニケーションを通じて地域が自らの選択と責任で個性と魅力あるまちづくりを推進するため、市民力・地域力によるまちづくりを実現する団体に対して補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民自らが考えて行動する事業で、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域の連帯感の醸成及び活性化を図るソフト事業
- (2) 地域が所有し、又は管理する施設等の整備事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 前項第1号に掲げる事業において、当該事業を対象とする補助金を5年にわたり受けた事業
- (2) 前項第2号に掲げる事業において、以前に当該事業を対象とする補助金の交付を受けた団体で、補助金を受けた翌年度から起算して5年を経過していないものが実施する事業
- (3) 地域で恒例となっているイベント、祭り、運動会等の事業
- (4) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業
- (5) 国又はその他地方公共団体の補助を受ける事業

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業を実施する唐津市民5人以上を含む任意団体又は唐津市内の認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の経費のうち市長が認める別表に掲げる経費とする。ただし、当該団体の運営費、食糧費その他個人消費的経費は除く。

（補助対象事業費）

第5条 補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象経費から諸収入を差し引いた額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に掲げる区分に応じ、当該別表に定める補助率を補助対象事業費に乗じて得た額とし、当該別表に定める補助金の限度額を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請及び提出期限）

第7条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書は第1号様式によるものとし、同項第2号の予算書は第2号様式によるものとする。

2 前項の規定による補助金の申請書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

（計画変更申請）

第8条 規則第9条第1項の補助事業等計画変更申請書は第3号様式によるものとし、変更予算書は第4号様式によるものとする。

2 補助金の交付の決定を受けたものは、補助金額の変更又は申請内容から大幅な変更が生じる場合は遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第15条第1項第1号の事業実施報告書は第5号様式によるものとし、同項第2号の決算書は第6号様式によるものとする。

2 前項の事業実施報告書の提出期限は、補助対象事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（関係書類の整備及び保管）

第10条 補助金の交付を受けたものは、補助対象事業費の収支を明らかにした書

類等を整備し、補助対象事業完了後5年間保管しなければならない。

(公表)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けたものの名称、代表者、事業名、事業内容及び成果について、地域振興策の実例として公表することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度に行う補助対象事業に適用する。

別表 (第4条、第6条関係)

区分	経費項目	補助率	補助金の限度額
1 地域の連帯感の醸成及び活性化を図るソフト事業	旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、謝金その他諸経費	10分の9以内	小規模事業に係るもの20万円
		10分の8以内	大規模事業に係るもの50万円
2 地域が所有し、又は管理する施設等の整備事業	備品購入費、工事請負費その他諸経費	2分の1以内	改修に係るもの50万円
		2分の1以内	新設に係るもの100万円

※ 小規模事業とは、補助対象事業費が25万円以下の事業をいい、大規模事業とは、補助対象事業費が25万円を超える事業をいう。